# 特定建設作業実施の届出及び規制について

《令和８年５月更新》

大津市環境部　環境政策課

特定建設作業に関する届出や規制等についての問い合わせ

大津市環境部環境政策課
〒520-8575　大津市御陵町３－１

TEL　０７７－５２８－２７３５
FAX　０７７－５２２－１０９７
E-mail　otsu1121@city.otsu.lg.jp

# 目　　次

（１）特定建設作業の種類・・・・・・・・・・・・・１、２

（２）届出要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（３）記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（４）規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（５）改善勧告・命令、罰則等・・・・・・・・・・６

（６）特定建設作業の概要図・・・・・・・・・・・６

（７）周囲への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・７

（８）他法令の届出・・・・・・・・・・・・・・・・８

**！注意！**

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

# （１）特定建設作業の種類

次に掲げる作業を伴う建設工事を実施する場合、**工事を施工する元請け業者の方**は、法または条例*に基づき、**作業の開始の日の７日前まで（届出日と作業開始日の間に７日間空ける）**に大津市長あてに届出が必要です。ただし、開始した日に作業が終わるものは除かれます。

（※：騒音規制法、振動規制法、大津市生活環境の保全と増進に関する条例）

## ● 騒音に係る特定建設作業

| | 作業の種類 | 備考 |
|---|---|---|
| 騒音規制法 | **くい打機、くい抜機**又は**くい打くい抜機**を使用する作業 | **もんけん**を除く。**圧入式くい打くい抜機**を除く。<br>**アースオーガーと併用する作業**を除く。 |
| | **びょう打機**を使用する作業 | |
| | **さく岩機**を使用する作業 | 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50ｍをこえない作業に限る |
| | **空気圧縮機**を使用する作業 | 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が **15kW 以上のもの**に限る。**さく岩機の動力として使用する作業**を除く。 |
| | **コンクリートプラント、アスファルトプラント**を設けて行う作業 | 混練機の混練容量が **0.45m$^3$以上のもの**に限る。<br>混練機の混練容量が **200kg 以上のもの**に限る。<br>**モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業**を除く。 |
| | **バックホウ**を使用する作業 | 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(*)を除き、原動機の定格出力が **80kW 以上**のものに限る |
| | **トラクターショベル**を使用する作業 | 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(*)を除き、原動機の定格出力が **70kW 以上**のものに限る |
| | **ブルドーザー**を使用する作業 | 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(*)を除き、原動機の定格出力が **40kW 以上**のものに限る |
| 市条例 | **インパクトレンチ**を使用する作業 | |
| | **火薬を使用する破壊作業** | |
| | **ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械**を使用する作業 | 原動機の定格出力が２０キロワットを超えるものに限る。ただし、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(*)を除く。 |
| | **油圧破壊機**を使用する解体作業 | |

(*)：低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成 9 年建設省告示第 1536 号)第 2 条第 4 項に基づき、低騒音型建設機械として指定を受けたもの。国土交通省ホームページ（下記 URL）に一覧が示されています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

## ● 振動に係る特定建設作業

| | 作業の種類 | 備考 |
|---|---|---|
| 振動規制法 | **くい打機、くい抜機**又は**くい打くい抜機**を使用する作業 | もんけん及び圧入式くい打機を除く。油圧式くい打機を除く。<br>圧入式くい打くい抜機を除く |
| | **鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊**する作業 | |
| | **舗装版破砕機**を使用する作業 | |
| | **ブレーカー**を使用する作業 | 手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあっては１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。 |
| 市条例 | **火薬を使用する破壊作業** | |
| | **振動ローラ**を使用する作業 | |

●特定建設作業の届出が必要となる作業の種類について
「○」がついている作業が届出が必要です

| 特定建設作業の種類 | 法 | | 市条例 | | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 騒音 | 振動 | 騒音 | 振動 | | |
| くい打機を使用する作業 | | | | | | |
| ・既製ぐい　もんけん | － | － | － | － | 人力によるくい打ち | |
| 圧入式 | － | － | － | － | | |
| アースオーガ併用 | － | ○ | － | － | （打込みを伴う場合のみ） | |
| その他（打撃式、振動式） | ○ | ○ | － | － | ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ<br>バイブロハンマ等 | |
| ・場所打ちぐい | － | － | － | － | | |
| くい抜き機を使用する作業 | | | | | | |
| ・油圧式 | ○ | － | － | － | | |
| ・その他 | ○ | ○ | － | － | パイルエキストラクタ | |
| くい打くい抜き機を使用する作業 | | | | | | |
| ・圧入式 | － | － | － | － | くい打機、くい抜き機を使用する作業の場合に準じる | |
| ・その他 | ○ | ○ | － | － | | |
| びょう打機を使用する作業 | | | | | | |
| ・リベッチングハンマ | ○ | － | － | － | | |
| ・その他 | － | － | － | － | | |
| インパクトレンチを使用する作業 | － | － | ○ | － | | |
| さく岩機を使用する作業 | | | | | | |
| ・ブレーカー　手持式 | ○ | － | － | － | | 移動作業については1日における2地点間の最大距離が50m以下のもの |
| その他 | ○ | ○ | － | － | アイオン等 | |
| ・その他 | ○ | － | － | － | レッグドリル、ビッグハンマ、ドリフタ、ストーパ、チッパー等 | |
| 空気圧縮機を使用する作業 | | | | | | |
| ・電動式 | － | － | － | － | | |
| ・その他　15kw未満 | － | － | － | － | さく岩機の動力として使用する作業を除く | |
| 15kw以上 | ○ | － | － | － | | |
| コンクリートプラントを設けて行なう作業 | | | | | | |
| ・モルタル、セメントミルク製造用 | － | － | － | － | 工事現場またはその付近に当該工事に関連して設置されるもの<br>不特定多数の工事のために設置されるものは工場としての届出となる（水質汚濁防止法、騒音規制法等に基づく特定施設設置届出書が必要） | |
| ・その他　混練容量0．45m$^3$未満 | － | － | － | － | | |
| 混練容量0．45m$^3$以上 | ○ | － | － | － | | |
| アスファルトプラントを設けて行なう作業 | | | | | | |
| ・混練容量200kg未満 | － | － | － | － | | |
| ・混練容量200kg以上 | ○ | － | － | － | | |
| バックホウを使用する作業 | | | | | | |
| ・環境大臣が指定するもの | － | － | － | － | | |
| ・その他　20kw未満 | － | － | － | － | | |
| 20kw以上80kw未満 | － | － | ○ | － | | |
| 80kw以上 | ○ | － | － | － | | |
| トラクターショベルを使用する作業 | | | | | | |
| ・環境大臣が指定するもの | － | － | － | － | 環境大臣が指定するもの（国土交通大臣が指定する低騒音型建設機械）については、特定建設作業に非該当となります。<br>低騒音型建設機械については、国土交通省ホームページ（下記URL）に一覧が示されています。<br>http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html | |
| ・その他　20kw未満 | － | － | － | － | | |
| 20kw以上70kw未満 | － | － | ○ | － | | |
| 70kw以上 | ○ | － | － | － | | |
| ブルドーザーを使用する作業 | | | | | | |
| ・環境大臣が指定するもの | － | － | － | － | | |
| ・その他　20kw未満 | － | － | － | － | | |
| 20kw以上40kw未満 | － | － | ○ | － | | |
| 40kw以上 | ○ | － | － | － | | |
| その他掘削機械を使用する作業 | | | | | | |
| ・環境大臣が指定するもの | － | － | － | － | | |
| ・その他　20kw未満 | － | － | － | － | | |
| 20kw以上 | － | － | ○ | － | | |
| 建築物等の破壊作業 | | | | | | さく岩機については「さく岩機を使用する作業」の項に該当 |
| ・鋼球を用いるもの | － | ○ | － | － | | |
| ・火薬を用いるもの | － | － | ○ | ○ | | |
| ・油圧破壊機を用いるもの | － | － | ○ | － | バックホウ等のアタッチメントとして、破砕・切断に使用するもの（ニブラ、油圧カッター、鉄骨切断機等） | |
| ・その他 | － | － | － | － | | |
| 舗装版破砕機を使用する作業 | | | | | | |
| ・ハンマを落下させるもの | － | ○ | － | － | 移動作業にあっては1日における2地点間の距離が50m以下のもの | |
| ・その他 | － | － | － | － | | |
| 振動ローラを使用する作業 | － | － | － | ○ | 起振装置を使用するもの | |

## （２）届出要領

### ①届出対象地域

・大津市全域（葛川の一部の山間部を除く）
※詳細については、市役所環境政策課にて確認ください。

### ②届出者

・工事を施工する**元請業者**

（１）個人の場合
本人の住所・氏名・電話番号を記載してください。

（２）法人の場合
所在地・法人の名称・代表者氏名を記載してください。

### ③届出対象作業

・別表の特定建設作業一覧を参照ください。
※届出書には該当する作業すべて記入してください。欄内に記入できない場合は、別紙を添付してください。

### ④届出期限

・特定建設作業の開始の日の**７日前**まで
※「７日前」とは、「届出日と作業開始の日の間に７日間空ける」と解釈します。

（例）４/９に特定建設作業を開始する場合は、４/１までに届出が必要です。

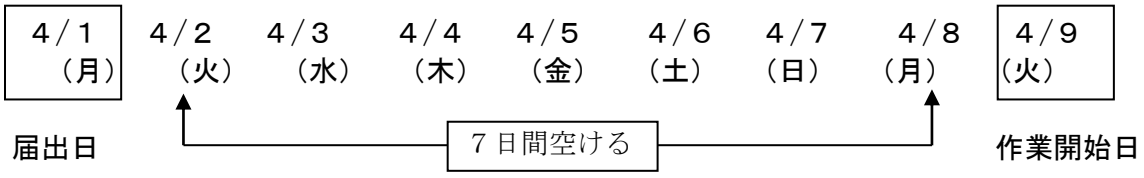


### ⑤添付書類

・特定建設作業を行う建設現場の**付近見取り図**〔1/2500 地図又は住宅地図（最新のもの）〕
・**作業工程表**
※夜間の道路工事等を行う場合は、警察との協議に係る許可証の写しが必要です。

### ⑥届出部数

・正本・副本合わせて**２部**提出ください。

### ⑦その他

・当該建設工事中に複数の特定建設作業を実施する場合、提出する届出書は１つにまとめていただいて構いません。ただし、作業工程表にはそれぞれの特定建設作業が実施される期間を明示してください。
・１年を超える作業については、当該年度分の期間を記入してください。次年度以降の分については、その年度の７日前までに提出してください。
・工期の延長等により、特定建設作業を継続して行う場合、継続する特定建設作業について、継続開始日の７日前までに届出が必要になります。

様式９号
様式第４４号

**（3）記入例**

# 特定建設作業実施届出書

令和　８年　４月　１日

（あて先）
　大津市長

届出日と特定建設作業開始日の間に７日間空けてください。

届出者　大津市△△町△番△号
○○建設株式会社
代表取締役　　大津　一郎
電話番号　077-○○○-▽▽▽▽
（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第１４条第１項（第２項）　　の規定により、次のとおり届け出ます。
振動規制法第１４条第１項（第２項）
大津市生活環境の保全と増進に関する条例第６７条第１項（第２項）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 建設工事の名称 | ○○ビルディング新築工事に伴う解体工事 | | | |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 | 鉄筋コンクリート造　３階建 | | | |
| 特定建設作業の種類 | （１）さく岩機を使用する作業　（２）バックホウを使用する作業<br>（３）油圧破壊機を使用する作業 | | | |
| 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第２（振動規制法施行令別表第２、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則別表第５）に規定する機械の名称、形式及び仕様 | （１）アイオン　：A 社製　A－10<br>（２）バックホウ：B 社製　B－200D－８　　原動機　○○○kW<br>（３）ニブラ　　：C 社製　N－30 | | | |
| 特定建設作業の場所 | 大津市□□□○丁目○番○号 | | | |
| 特定建設作業の実施の期間 | 自　令和　８　年　４　月　９　日<br>至　令和　８　年　４　月　３０　日　　２２日間 | | | |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻 | 作業開始 | 作業終了 | 作業日 | 実働時間 |
| | 自　８時 | 至　１７時 | 平日<br>（日曜・祝日除く） | ８　時間 |
| | | | １８日間 | １４４時間 |
| 騒音（振動）の防止の方法 | 低騒音型・低振動型の重機を使用する<br>防音シートを設置する | | | |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 大津市□□□○丁目△番△号<br>▽▽▽株式会社　代表取締役　大津　次郎 | | 電話番号<br>077-□□□-▽▽▽▽ | |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | ○○建設株式会社<br>現場責任者　　大津　太郎 | | 電話番号<br>090-▽▽▽-□□□□ | |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 大津市○○○×丁目×番×号<br>××建設株式会社　代表取締役　堅田　太郎 | | 電話番号<br>077-○○○-△△△△ | |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | ××建設株式会社<br>現場責任者　石山　太郎 | | 電話番号<br>080-▽▽▽-□□□□ | |
| ※　受理年月日 | | | | |
| ※　審査結果 | | | | |
| 添付書類　１　特定建設作業が行われる場所の周辺の状況の見取り図<br>２　特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表 | | | | |

使用される機械の名称と型式を記入ください。
バックホウ、ブルドーザー、トラクターショベルについては原動機の定格出力も記入ください。
欄内に記入できない場合は、別紙を添付ください。

建築主を記入ください。

備考　１　この届出書は、騒音規制法施行令別表第２（振動規制法施行令別表第２、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則別表第５）に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
２　特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第２（振動規制法施行令別表第２、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則別表第５）に掲げる作業の種類を記載すること。
３　特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
４　特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
５　※印の欄には、記載しないこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
７　この様式は、騒音規制法施行規則様式第９の特定建設作業実施届出書及び振動規制法施行規則様式第９の特定建設作業実施届出書と併用することができる。

## （４）規制基準

**特定建設作業には、次の基準が適用されます。**

| 種別 ＼ 区域の区分 *2 | | 騒音 | 振動 |
|---|---|---|---|
| 基準値 *1 | １号・２号 | ８５デシベル | ７５デシベル |
| 作業禁止時刻 | １号 | 午後 ７ 時～翌日午前７時 | |
| | ２号 | 午後１０時～翌日午前６時 | |
| 最大作業時間 | １号 | １０時間／日 | |
| | ２号 | １４時間／日 | |
| 最大作業日数 | １号・２号 | 連続６日間 | |
| 作業禁止日 | １号・２号 | 日曜日その他の休日 | |

*1：**基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界での値**です。

*2：区域の区分は概ね下記のとおりです。区域を表示する地図は市役所環境政策課にありますので、これを確認下さい。

１号区域：第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部、近隣商業地域、商業地域、準工業地域。工業地域および工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲 80ｍの区域内の地域

２号区域：工業地域および工業専用地域のうち１号区域以外の地域

（参考　騒音の大きさの例）

| 騒音レベル(ﾃﾞｼﾍﾞﾙ) | 例 |
|---|---|
| １２０ | 飛行機のエンジンの近く |
| １１０ | 自動車の警笛（前方２ｍ） |
| １００ | 電車が通るときのガードの下 |
| ９０ | 大声による独唱 |
| ８０ | 地下鉄の車内 |
| ７０ | 電話のベル |
| ６０ | 普通の会話 |
| ５０ | 静かな事務所 |
| ４０ | 図書館の中 |
| ３０ | ささやき声 |

※　上記は、一つの目安です。

## （５）改善勧告・命令、罰則等

① 改善勧告・改善命令

特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音、振動の防止方法を改善し、または特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告・命令することがあります。

② 報告・検査

特定建設作業施工者に対し、特定建設作業の状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。また、建設工事の場所に立入り、特定建設作業に使用される機械等を検査することがあります。

③ 罰則

必要な届出をしなかった場合、虚偽の届出を行った場合、改善命令に従わない場合、報告・検査を拒む場合等、罰則を適用することがあります。

## （６）特定建設作業の概要図

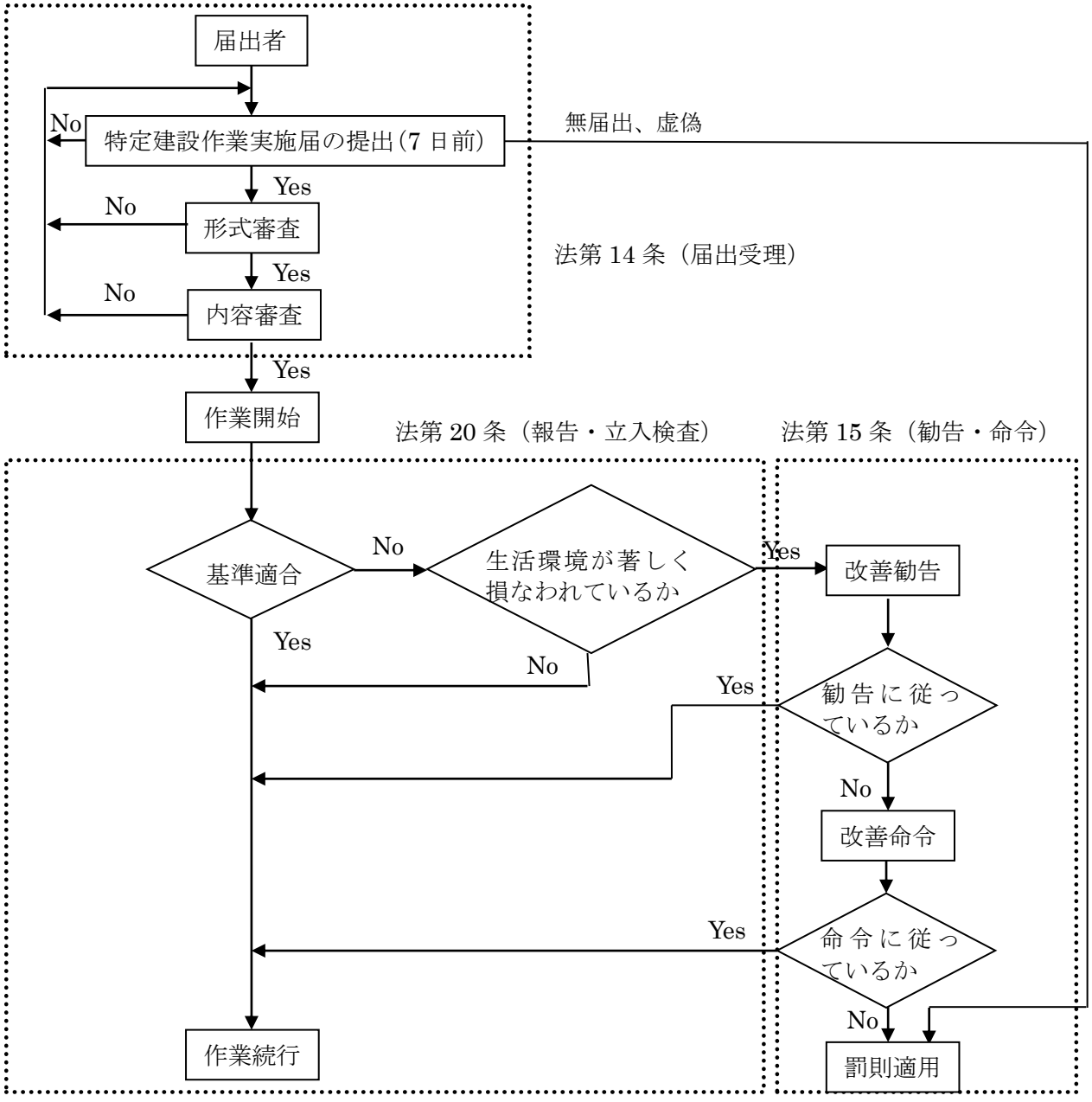

## （７）周囲への配慮

**建設作業実施の際は周辺の生活環境の保全に十分配慮しましょう。**

１．工事着工前には周辺住民に対して、説明会、ビラ配布、掲示板等により、工事方法・工事期間・公害防止対策等についての説明を十分行ってください。また、工事期間延長等の計画変更があった場合は、速やかに周辺住民へ周知を行ってください。

２．使用重機及び工法の選定等に配慮することにより、騒音、振動、粉じん及び汚濁水の発生防止に努めましょう。

例）

・工事現場周囲に防音シートや防音パネル等を設置する。
・ バックホウ等の重機については、低騒音・低振動型を採用する。
・ くい打ち機を使用する場合、圧入式（アースオーガ等）を採用する。
・ 振動ローラを使用する場合、自重による転圧を中心に舗装作業を行う。
・ 機械の使用台数や同時稼働台数を必要最小限に留める。
・ 重機等による廃材の落下などは行わず、適切な搬出作業を行う。
・ 機材や資材の搬出入、資材の積み下ろしの作業等について、丁寧な作業を行う。
・ 散水や覆い等を行い、粉じんの飛散を防止する。
・ 沈砂地やバキュームカー等を設けて、汚濁水の流出を防止する。

３．資材運搬等の車両について、振動、粉じん問題や安全面において周辺の生活環境を考慮した配慮に努めましょう。

例）

・通行する道路は舗装された幅の広い道路を使用する。
・周辺の生活環境を考慮して低速で走行する。
・住宅付近でのアイドリングや駐停車を禁止する。
・車両数や通行頻度については、周辺に影響を与えないよう適切に計画する。
・交差点、カーブ、狭い場所、人の通行が多い場所等には、交通整理要員を配置して車両誘導等を安全・適切に行う。

４．特定建設作業に該当しない作業であっても、早朝や夜間、日曜・祝日の作業は極力控えましょう。

５．周辺住民からの苦情に対して、専門窓口の設置等により迅速な対応に努めましょう。また、具体的な対策が必要な場合は、速やかに措置するとともに、苦情申立て人等には丁寧に報告をしましょう。

６．下請負人が作業を行う場合は、元請負人は公害防止対策についての指導を徹底するなどして、公害未然防止に努めてください。

## （８）他法令の届出

**他にも大津市環境政策課へ届出が必要な場合があります。**

**１．大気汚染防止法**

既存の建築物・工作物を解体又は改修する場合は、大気汚染防止法に基づく石綿含有建材の事前調査を有資格者により実施すること。また、一定規模以上の工事（床面積８０㎡以上の解体工事、請負金額１００万円以上の改修工事）については、その調査結果を市に報告すること。なお、当該解体又は改修の工事が特定建築材料として吹付け石綿（レベル１）並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル２）に係る特定粉じん排出等作業を伴うものの場合には、特定粉じん排出等作業の実施届出書を１４日前までに提出すること。

**２．土壌汚染対策法**

当該事業地（関連区域・造成協力地等を含む。）において、土壌汚染対策法第４条に基づく届出対象となる場合（３，０００平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土、抜根作業等に伴う掘削を含む。））は、形質変更等の着手の３０日前までに届出を提出すること。